

# 鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

## 1 地域計画に係る基本的事項

### (1) 目的

海岸漂着物対策推進地域計画は、海岸漂着物処理推進法に基づき作成するもので、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定、地域の特性を踏まえた海岸漂着物等の回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等を定め、海岸漂着物対策を推進し総合的な海岸環境の保全を図ることを目的とする。

### (2) 地域計画の構成

- ア 本県の海岸の特徴
- イ 海岸漂着物等の現状及び海岸漂着物対策に係る課題
- ウ 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- エ 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- オ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

### (3) 計画期間

平成24年度～平成33年度（10年間）

### (4) 対象とする海岸漂着物等

海岸漂着物等とは、海岸に漂着或いは散乱しているごみその他の汚物又は不要物を指し、プラスチック類、発泡スチロール類、金属類、及びガラス・陶磁器類等の人工物の他に流木、灌木、動物の死骸等の自然物を含む。

## 2 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

### (1) 海岸漂着物対策の重点区域

地域グリーンニューディール基金事業、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）事業実施海岸及び八代海沿岸を重点区域として設定。  
（39市町村 海岸延長1,025km）

### (2) 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸漂着物等の処理の責任、海岸漂着物等の回収の時期・頻度、海岸漂着物等の回収・搬出、収集、運搬及び処分など

### (3) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

海岸漂着物等の実態の把握、流木等の発生抑制、ごみ等の投棄の防止など

### (4) 普及啓発又は環境教育に関する方策

広報、普及啓発の施策、環境教育の推進、民間団体等の知見の活用

## 3 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

### (1) 関係者の役割分担に関する事項

海岸管理者等、県、市町村、民間団体等の多様な各主体が、それぞれの立場から積極的に取組を進め、相互に情報を共有しつつ連携・協力する。

#### 【各主体の役割】

主 体	役 割
海岸管理者等	・ 海岸漂着物等の円滑な処理 ・ 海岸漂着物等の発生量の把握
国	・ 外交上の適切な対応及び隣国への協力要請 ・ 調査研究、技術的助言 ・ 財政上の配慮、助成制度の整備
県	・ 海岸漂着物対策推進協議会の開催 ・ 庁内関係部局間の連絡体制の整備 ・ 国、近隣県及び市町村との情報の共有、連携、協力要請

(県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策に係る情報の収集・整理及び広報</li> <li>・発生抑制対策，普及啓発・環境教育の推進</li> <li>・3Rの推進</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理等に関する海岸管理者等への協力及び要請</li> <li>・民間団体等への情報提供</li> <li>・地域における発生抑制対策，普及啓発・環境教育の推進</li> </ul>
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等の処理や発生抑制に係る活動</li> <li>・普及啓発，環境教育等への参画</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常活動によって生じるごみ等の発生抑制</li> <li>・マナー，モラルの徹底</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器材等の適正処理，適正処分</li> <li>・海岸清掃等への参加，協力，支援（CSRの一環として）</li> </ul>
学校・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の効果の高揚</li> <li>・調査型清掃活動への協力</li> <li>・専門的情報の提供</li> </ul>

## (2) 関係者の連携・協働に関する事項

海岸管理者等，国，県，市町村は，相互に連携し，海岸漂着物対策の推進を図る。また，インターネット等を活用した情報提供等を通じて民間団体等を支援する。

## 4 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

### (1) 海岸漂着物等のモニタリング

「かごしまクリーンアップキャンペーン」など民間団体等が実施する海岸清掃キャンペーン等から得られた海岸漂着物等の種類，数量等のデータを整理・評価し，公開する。

### (2) 災害等の緊急時における対応

#### ア 災害漂着物

海岸管理者等及び県，市町村が協働して一体的かつ効率的に処理できるように連絡体制を整え，市町村は，ごみの仮置場の確保等に努める。

#### イ 危険漂着物等

海岸管理者等及び市町村は，廃ポリタンク等の危険漂着物の漂着情報を受信した場合は，県に速やかに報告する。

市町村は，住民への注意喚起を行い，海岸管理者等は，関係機関とも連携して漂着確認及び撤去作業を行う。

### (3) 回収・処理困難物

海岸管理者等は，個別の事案に応じて，関係機関と連携しながら，処理困難物の効果的な処理方法等を検討する。

### (4) 他の計画等との整合等

県海岸保全基本計画，県廃棄物処理計画及び県環境基本計画等の改定時には，本計画との整合性を確保する。

また，市町村は，一般廃棄物処理計画に，海岸漂着物処理推進法の趣旨に沿った海岸漂着物等の適正な処理について記述するよう努める。

### (5) 民間団体等の参画と情報提供

県は，ホームページや各種広報活動を通じ海岸漂着物等の回収・処理状況や清掃活動等の情報広く県民に提供する。

### (6) 地域計画の変更

県は，海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し，必要があると認める場合は，速やかに協議会で協議し地域計画の変更を行う。